

介護保険サービス事業所の指導状況について

資料3
R7.3.18 集団指導

令和6年度の主な指導内容になります。保険者としてのケアマネジメントに関する基本方針として参考にしてください。

* 根拠法令は特定の事業所の一例になります。各自の事業所種別に対応した根拠法令は一例を参考に各自で確認してください。

法:介護保険法 ①:運営基準 ②:報酬

連番	指導事業 所種別	指示事項	根拠法令(一例)
運営に関すること			
1	全サービス 共通	資格が分かる書類を整備すること。資格者証の姓の変更は速やかに行い、新姓の資格者証に差し替えること。姓の変更ができない資格者証については、運転免許証や年金手帳などの姓が変わったことがわかるもののコピーを添付しておくこと。 有効期限のある資格証(介護支援専門員証)については、最新の資格証に更新を行うこと。	①(従業者の員数) (記録の整備)
2	全サービス 共通	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。(営業日、営業時間、休業日、定員、通常の事業の実施区域、交通費など)	①(内容及び手続き の説明及び同意) (運営規程)
3	全サービス 共通	重要事項説明書には、事故発生時の対応、第三者評価の実施状況※を記載すること。 ※第三者評価の実施状況は、居宅介護支援、介護予防支援は不要。	①(内容及び手続き の説明及び同意)
4	全サービス 共通	報酬改定に伴う利用料金の変更等や、重要事項説明書の変更があった場合は、利用者、家族に説明し、同意を得ること。	①(内容及び手続き の説明及び同意)
5	全サービス 共通	契約日、同意欄などが、空欄のままにならないよう契約者、同意者に記入を求めること。	①(内容及び手続き の説明及び同意)
6	全サービス 共通	重要事項説明書には外部の苦情の連絡先(県国保連合会、利用者の該当市町村担当課)を記載すること。	①(内容及び手続き の説明及び同意)

連番	指導事業所種別	指示事項	根拠法令(一例)
7	全サービス共通	実態と合っていない運営規程、重要事項説明書は修正し、運営規程の変更があった場合は変更届を提出すること。	①(内容及び手続きの説明及び同意) (運営規程) 法第78条の5(変更の届出等)
8	全サービス共通	介護支援専門員から居宅サービス計画書を受け取ることをないまま事業所の個別サービス計画書を作成し、サービス提供を行っているケースがあった。 ケアプランが作成されている場合はそれに沿った内容で、個別サービス計画書を作成し、サービス提供しなければならない。 事業所間の密接な連携に努めること。 介護支援専門員も適切な時期に、居宅サービス計画書の交付を行うこと。	①(指定居宅介護支援事業者等との連携)(地域密着型通所介護計画の作成)
9	居宅介護支援、介護予防支援、認知症対応型共同生活介護	数年に渡り、前々回、前回の認定期間と比較して変化のない居宅サービス計画書が作成、交付されたケースがあった。区変後にもかかわらず、同様のケースも確認された。 状態に変化があった利用者に対し、前回の計画書を継続するのではなく、適切にアセスメントを行ったうえで計画書の作成を行うこと。また、前回の計画書を継続する場合でもアセスメントに基づき、内容の充実を図ること。 介護支援専門員は、自身が作成したケアプランが、事業所が作成する個別サービス計画書にも影響を及ぼすことを念頭に入れ、自立支援、尊厳保持となる計画書を作成すること。	①(認知症対応型共同生活介護計画の作成)(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)
10	居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成後、その実施状況の把握のため、月に1度は利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。 また、そのモニタリング結果の記録を残すこと。 訪問、モニタリングの記録に曖昧な部分があったため、記録の徹底を行うこと。 再発防止のためケアマネジメントの一連の流れが確実に行ったことがわかるような管理体制を構築すること。	①(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)(管理者の責務)
11	居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護	介護支援専門員は、居宅サービス計画書に位置づけたサービス事業所に対して、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。やむを得ず担当者会議に参加できない事業所へは、居宅サービス計画書への意見や、実施状況等の報告を記載した照会を求めること。	①(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

連番	指導事業 所種別	指示事項	根拠法令(一例)
12	居宅介護 支援	医療サービス(訪問看護、訪問リハ、通所リハ、居宅療養管理指導など)を居宅サービス計画書に位置づける場合は、主治の医師当の指示があることを確認しなければならない。 利用者がこれらの医療サービスを希望している場合、その他、必要とする場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。	①(指定居宅介護 支援の具体的取扱 方針)
13	従来型通 所サービ ス、地域 密着通所 介護、通 所介護	通所介護サービスの計画書は職員共同で作成するものであるが、「作成者」は管理者であることに留意すること。	①(地域密着型通 所介護計画の作 成)
14	居宅介護 支援、小 規模多機 能型居宅 介護	自社方式のアセスメントシートを使用する場合は、課題分析欄、特記欄などを使用し、課題分析標準項目の23項目の確認項目を網羅していることを確認しながらアセスメントし、ニーズを引き出すこと。 アセスメントと居宅サービス計画書の整合性が図れており、根拠のある居宅サービス計画書を作成すること。 困りごとの原因や背景まで分析できているのかという視点をもって行うこと。	介護保険最新情報 Vol.1178 令和 5 年 10 月 16 日 「介護サービス計画 書の様式及び課題 分析標準項目の提 示について」の一 部改正について
15	従来型通 所サービ ス	運動器機能向上サービスについては、個別サービス計画書の中に、具体的な内容を記載すること。 なお、運動器機能向上の計画書を別に作成しても差し支えない。	①(従来型通所サー ビスの提供に当たっ ての留意点)
16	全サービ ス共通	提供日ごとの従業員の勤務体制(始業時間、就業時間、休憩時間、賃金等)がわかるようにし、サービス提供時間帯にどのように職員が配置されているかわかるようにしておくこと。 他の職務と兼務する場合は、兼務ごとに労働時間を分けて管理すること。 特定の従業者に業務が集中しないよう、勤務体制の確保に努めること。	①(管理者の責務) (勤務体制の確保 等)

連番	指導事業 所種別	指示事項	根拠法令(一例)
17	全サービス 共通	運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を記載すること。	①(運営規程)
18	全サービス 共通	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行なってはならない旨の方針(いわゆるパワーハラスメント指針)を明確化し、従事者に周知を図ること。 また、この相談に対して適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。	①(勤務体制の確保等)
19	全サービス 共通	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。	①(業務継続計画の策定等)
20	全サービス 共通	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上(地域密着型特養は3月に1回以上)開催すること。	①衛生管理等
21	全サービス 共通	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。	①(秘密保持等)
22	全サービス 共通	個人情報の取り扱いについて、従業員であった者が、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らすことがないように誓約書等により必要な措置を講ずること。	①(秘密保持等)
23	全サービス 共通	医療機関を受診するなどの事故が発生した場合は、当市と、該当者の保険者へ事故報告書を用い報告すること。報告書の項目は漏れなく記載すること。 事故発生時の様子、家族への連絡、職員の対応など、記録を残しておくこと。	①(事故発生時の対応)
24	全サービス 共通	事業所における虐待防止検討委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。(事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者と連携して行うことは可能。) 参加できなかった職員には、書面や伝達講習などで周知し、全職員が確認したことがわかるように記録を残すこと。	①(虐待の防止)

連番	指導事業 所種別	指示事項	根拠法令(一例)
報酬に関すること			
26	全サービス 共通	<p>算定する処遇改善加算に応じたキャリアパス要件Ⅰ～Ⅴを整備すること。 職員ごとの能力評価について客観的な評価基準をもとに行い、加算算定根拠となる書類を整備すること。 処遇改善計画書に記載されている、【要件を満たすことの確認・証明】欄に記載されているような書類を用意し、求めに応じて提出できるように整備しておくこと。 介護職員等処遇改善加算計画書、加算算定に応じた資格取得、昇給の仕組み等のキャリアパス要件などを職員に周知すること。また新規採用の職員への説明も行うこと。</p>	<p>介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (老発0305第6号令和2年3月5日)</p>
27	居宅介護 支援	<p>特定事業所集中減算に該当するかどうかについては、事業所単位ではなく法人単位で居宅サービス計画の数の占める割合を計算するものであることを留意し、その計算根拠となる資料についても保存しておくこと。</p>	<p>②第三 居宅介護支援費に関する事項 13 特定事業所集中減算について (2) 判定方法</p>

(参考)根拠法令等

区分	サービス種別	尾張旭市	国
①運営基準	地域密着型サービス(介護)	・尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号) ・【解釈通知】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について
①運営基準	地域密着型サービス(予防)	・尾張旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号) ・【解釈通知】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について
①運営基準	居宅介護支援	・尾張旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号) ・【解釈通知】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
①運営基準	介護予防支援	・尾張旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号) ・【解釈通知】指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
①運営基準	総合事業従来型訪問サービス、総合事業従来型通所サービス、総合事業運動型通所サービス	・尾張旭市総合事業従来型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・尾張旭市総合事業従来型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・尾張旭市総合事業運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱	・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第71号) ・【解釈通知】介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について

(参考)根拠法令等

区分	サービス種別	尾張旭市	国
②報酬	地域密着型サービス(介護)		<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号) ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
②報酬	地域密着型サービス(予防)		<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)
②報酬	居宅介護支援		<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱(平成12年厚生省告示第20号) ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
②報酬	介護予防支援		<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱(平成18年厚生労働省告示第129号)
②報酬	総合事業従来型訪問サービス、総合事業従来型通所サービス、総合事業運動型通所サービス、介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号) ・介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について